

高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金評価員会設置
要綱

(設置)

第1条 高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金交付要綱（令和4年4月11日施行）第1条に規定する高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金の交付の適否に関し高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金評価員（以下「評価員」という。）の意見を聞くため、高松市中小企業等デジタルビジネス推進事業補助金評価員会（以下「評価員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 評価員会は、評価員5人以内で組織する。

2 評価員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 金融関係者
- (3) IT又は経営に関する専門家
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 評価員の任期は、2年とする。ただし、補欠評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評価員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 評価員会に会長及び副会長それぞれ1名を置く。

2 会長は評価員の互選により定め、副会長は評価員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、評価員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 評価委員会の会議は、評価員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 評価員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 評価委員会に係る庶務は、創造都市推進局産業経済部産業振興課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

2 この要綱による最初の評価委員会の会議及び評価員の任期満了後における最初の評価委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。